

【論文】

明治期大分県神社の復旧（その1）

佐藤正彦*

The Restoration of Shinto Shrine in Oita Prefecture
at Meiji Era (Part 1)

Masahiko SATO

Abstract — This thesis described on the restoration of the shinto shrine in Oita Prefecture
at the Meiji era.

Keywords : Restoration , Shinto shrine buildings, Oita Prefecture, the Meiji era

目次

序

1. 天満社（南海部郡八幡村大字海崎）
2. 末廣神社（玖珠郡森町）

序 本稿は一旦廃止されたり合祀された神社が再び
独立する場合の史料を2点紹介する。

1. 天満社（南海部郡八幡村大字海崎）

①明治31年1月7日受 内務部第3課
属大槻平美（印）

神社復旧願=付回議

南海部郡八幡村大字海崎天満社復旧、義/出願=依り内
務大臣、御稟議相成候處/別紙、通指令相成候条御指
令相成/可然哉左按相伺候也

按

内3戸第19号

南海部郡八幡町 笠村曾十郎/外8名

明治28年11月29日付願神社復旧/件間届

但復旧済、上、明細書調製届出/へ

明治30年1月8日/知事

②内務省指令甲第5号/大分縣

本年1月16日内3戸第105/号稟議神社復旧、件特
別ヲ以/ヲ間届

但處分済之上完式、明細書差出/スへ

明治29年12月27日/内務大臣

③明治29年11月9日受 内務部第3課

属松尾継夫（印）

社寺局長、回答按回議

内3戸第2139号

*建築学科

客月9日付甲第5號ヲ以テ天満社/、旧社格及氏子總代
人等、件=関シ/御照會、趣様取調候處別/紙、通申出
候條御様知相成度/此段及御回答候也

明治29年11月10日 知事

社寺局長宛

④兵戸第128号

客月14日付内3戸第1984號ヲ/以テ郡下八幡村大字
海崎天満社/復旧願、件=関シ取調方御照/會=依リ取調
候處別紙之通申/出候条右ニ御了相承成度此/段及
御回答候也

明治29年11月6日 南海部郡長狭間重亜（印）

内務部長

大分縣書記官中村興八殿

⑤氏神復旧願=関スル義=付上申

大分縣豊後國南海部郡八幡村

大字海崎字庵ノ平 天満社

右神社復旧之義=付客年11月29日付ヲ以テ/出願仕候
処今般取調之廉御達=依リ取調/候処別紙之通相違無
之候間此段上申/候也

明治29年11月1日

右社氏子總代

笠村曾十郎（印）

田中佐太郎（印）

上田松藏（印）

笠村甚五郎（印）

上杉恵喜藏（印）

笠村勇藏（印）

大分縣知事平山晴彦殿

前書之通申出候=付事実取糺、候處/相違無之候也

明治29年11月1日 八幡村長大鶴正義（印）

⑥天満社復旧願=関スル取調書

一天満社旧社格ハ式外村社ト有之候
 一願書中神社合併御教諭ニ依リ云モトアルハ明治 8 年ノ月日不詳旧第四大区 25 小区々長佐久間仲殿ノ御一新己来神通御振興ノ折柄ニ付額取ノ社殿ハ速ニ修繕相加ヘ一社毎ニ□ス 1 名ノ祠ノ掌ヲ置キ祭典ハ勿論常ニ掃除等ニ至ル迄不行届無之様不改候テハ不敬ニ相成ノ候ニ付一村ニシテ数社ヲ存置候トキハ是等不行ノ届ニ相成敬神ノ道ニ相悖リ候ニ付海崎ノ村ニ於テ富尾神社外 8 社ハ悉ク該富尾ノ神社ニ合併スヘキ旨御指示相成全小ノ区外各村 8 戸穴村郷社大宮八幡社ヲ除ク外右ノ如キ御説諭ニ基キ全時一村一社ニ合併ノ義ノ出願仕候次第ニ有之候
 一天満社氏子総代申左記ノ者ハ現ニ富尾ノ神社総代兼務ノモノニ有之候ノ笠村勇差

⑦明治 29 年 10 月 13 日受 内務部第 3 課
 属安藤龍五郎 (印)

南海部郡長照会案回議

内 3 戸第 1984 号

御郡八幡村大字海崎天満社復旧ノ義笠村勇十郎列ヨリ曾テ出願之處ノ左記ノ廉不口願ニ付詳細御取調相成度ノ此段及仕照会候也

明治 29 年 10 月 14 日ノ内務部長

南海部郡長

一天満社旧社格取調ヲ要ス

一願書中神社合併候協議ニ依リ云々トアリノ右ハ如何ノ事実ナリヤ取調ヲ要ス

一天満社氏子総代中富尾神社総務ノ兼務ノモノアラハ其人ノ名通知ヲ要スノ若シ兼務者ナキトキハ富尾神社総代ハ 3 名ノ以上連署ヲ要スルニ付願書引替方ヲ申出□ノ候□ニ相成度但神社惣代トアル氏子又ハ信徒惣代ト記入ヲ要ス

⑧甲第 5 号

本年 1 月 16 日内 3 戸第 105 号ヲ以テ神社ノ復旧ノ件御稟議相成候處右天満社ノ旧社格不判明ニ付御取調有之度且又願ノ書ニハ富尾神社惣代 2 名ノミノ連署ニ有ノ之候處右ハ明治 14 年本省乙第 33 号ノ達ノ旨ニ有之 3 名以上ヲ要シ候義ニ付從テ御調越相成度此段及照会候也

明治 29 年 10 月 9 日

社寺局長安廣伴一郎 (印)

大分縣知事平山晴彦殿

⑨追テ本件願書中神社合併御口諭ニ依リ云々トアリ右ハ如何ノ事実ナリヤ承知改度候条ニ又御取調御回答相ノ成度此段申添候也

明治 29 年 1 月 18 日受 内務部第 3 課
 属安藤龍五郎 (印)

神社復旧願出ニ依リ回議

南海部郡八幡村大字海崎山ノ口村社ノ富尾神社、合祀ノ元字庵ノ平天満社復ノ旧ノ義別紙ノ通出願調査スルニ當

初該社ノ合併セシハ一村一社ノ外ハ存置相成ラサル事ハ御旨趣ノ誤解ニ出テタルモノニシテ其実際ニ至テハ決シテ合併□□セサル□□スヲ実表余儀存ノ候条一左内務大臣ノ御稟議相成度哉ノ左案相伺候也

案

内 3 戸第 1.5 号

神社復旧ノ義ニ付稟議

郡下南海部郡八幡村大字海崎山ノ口ノ村社富尾神社ニ合祀ノ元字庵ノ平天満社ノ復旧ノ義別紙ノ通出願調査スルニ當初該社ノ合併セシハ一村一社ノ外ハ神口存置スルヲ得サノ旨趣トノ誤解ニ出テタルモノニシテ其合併ノ氏子等ノ其意ニアラセル□□ル□□祭典及数回ノ復旧ニ係ル出願ヲナセシ等ニ清シテモ明瞭□□之ノ加フルニ埋立地ニテハ參拜者等ノ不便不妙ノ將又將來ニ於ケル維持方法等モ確實ノモノト見認察特ニ聽許相□致度ノ此段及稟議候也

明治 29 年 1 月 16 日

知事

内務大臣宛

⑩社寺第 6 号

氏神復旧願ニ付添書

大分縣豊後國南海部郡八幡村

大字海崎字濱海崎

右ハ今般別紙願書之通神社復旧之儀出ノ願ニ付事實取糺シ候処創立ノ由緒沿革等ノ本願之通ニシテ全村字山ノ口鎮座富尾神社ニ合併以來道程貳拾丁余モ有之難道ニシテノ老幼婦女ハ勿論強仕者ニ於テ朝夕參拜ノ難出來臨時參籠等モ極メテ不便ヲ來シノ却テ敬神之道ニ相悖リ且合併後ハ大ニ冗費ヲ要シ候場合モ有之氏子ノ不便不經濟甚ク尠ノカラサル次第ニ有之候殊ニ復旧後永續基本ノ財産ニ於テモ聊カ不都合ノ廉無之候間何卒ノ特別ノ御詮議ヲ以テ願意御洞察之上御ノ採聽被成下度此段添書ヲ以テ上申候也

明治 28 年 11 月 29 日

八幡村長大鶴正義 (印)

大分縣知事山田為暄殿

⑪氏神復旧願

大分縣豊後國南海部郡八幡村

大字海崎字庵ノ平天満社

- 一祭神 菅原道真靈
- 一由緒 元大字海崎字井崎ヶ浦ノ鎮座ノ処数 100 年前字庵ノ平ニ還座明治願濟全 17 年字山ノ口村社富尾神社ニ合併
- 一神殿 竪 1 間ノ横 1 間
- 一素屋 竪 2 間半ノ横 2 間
- 一渡殿 竪 2 間ノ横 1 間半
- 一拜殿 竪 4 間ノ横 3 間
- 一境内 263 坪 元 3,170 番ノ改 1,488 番 官有地第 3 種
- 一氏子 104 戸

一大分縣廳ヨリ拾四里

右神社、儀ハ本村大字海崎衛藤小五左衛門氏〔現今笠村小一郎祖先〕今ヲ距ル710余年即保元中当村小一／先大字海／崎字井崎ケ浦ニ居住、時全所海岸ノ丘上ニ毎夜ノ光明赫々タルヲ認メシニ或夜神託ニ依リテ全所ニ一ノ石祠ヲ建テ勸請シ濱天神ト号シ〔現今ニ至ルモ1ツノ石祠存在セリ〕兩來靈驗著明後數十年ヲ經テ衛藤家ノ當濱海崎ニ轉居ニ付村民相謀リテ今庵ノ平ノニトシテ社殿ヲ建立シテ遷座シ天満社ト稱シ歲時ノ絶ヘス氏神トシテ尊敬ス因テ詳細ナル縁記アリレモ今ヨリ184年前正徳2年11月当濱海崎大火ノニ羅リ64戸全焼、際該縁記ヲ焼失シ兩後ノ由緒不分明ニ皈シタル由從來ヨリ申傳ヘ有之候然リ而シテ天保9年11月中神殿ノ改築ヲナシ又安政5年ノ9月拜殿（竪3間半ノ横3間）ノ改築ヲナシ年々2季ノ祭日ハ勿論臨時神ノ樂ヲ奏シ常ニ掃除番人等ヲ附置キ嚴重ニ尊敬罷在リシカ御維新以來神道振興敬神ノ御旨趣ヲ以テ神社合併御教諭ニ依リ一村一社ノ外ハ如何ナル神社ト雖モ存置相成ヲサス儀ノ實ハ御趣意ヲ諷承仕明治8年中宇山ノ口鎮座ノ富尾神社ニ合併ヲ出願シ御間届ニ依リ速ニ合併ノスヘキノ処當濱海崎ハ大字海崎ノ本郷ニシテ戸數ノ100余戸モ有之殊ニ村民信仰厚キ神社ニテ神殿渡殿ノ拜殿ニ至ルマテ近年改築普通ノ神社ト異テリ構造且ノ維持法等モ完全ナルヲ以テ之ヲ合社シテ社殿等ヲ除去スルハ甚ク遺憾ニ堪ヘサルノ余リ氏子一同協議ノヲ遂テ去ル明治10年2月中据置キノ事ヲ出願シ御指ノ揮相待居候折柄不凶西南騷優差起リ御廳ノ於テ御繁多ノ故ナル乎遂ニ御指令ハ無之候得ノ共依然存置有之候処14年7月ニ至リ兼テ合ノ併願濟ノ神社ハ夫々手數濟ノ上可届出旨一般ノ御達奉謹承候得共情實前陳ノ次第ニ付是非共ノ保存仕度旨ヲ以テ全年全月全15年1月全年8月全ノ16年ト都合5回出願ノ手數仕候モ終始書類ノ不完全等ニ依リ御付箋ヲ以テ御却下相成候ノ續キモ有之シカ其後等閑ニ打過キ終ニ氏子一同ノ希望ヲ貫撤センメサルハ全ク當時村吏等ノ不行届ノモ有之候事ト念概ノ折柄全17年中嚴重ナルノ御督責ヲ豪ノ即テ合併濟ノ上社殿等悉皆除ノ去候処再來氏子ニ於テ朝夕ノ參拜不便極メ甚クノ道程20丁余モ有之難道ニシテ老幼婦女ハ勿論ノ強仕ノ者モ大ニ困難ニ參拜ヲ怠ル事不尠無ノ止信仰ノ欽キ反テ敬神ノ道ニ悖リ遺憾ニ堪ヘサル儀ニ有之然ルニ当天満社ニハ古來神田ト稱シ1及5畝歩以上ノ土地有之比小作米ノ幾分ヲ以テテ神事ニ供シ餘ハ年々蓄積有之合併以來ノモ毎年2季ノ祭典ハ富尾神社祭典ノ外特別ニ致シ來リ殊ニ本村ノ旧慣トシテ毎年五穀豊ノ穰祈願并報謝ノ為メ春夏秋冬ノ3回トノ根ノ付收納後ニ於テ大字海崎中掬今日ニ參ノ籠スル例ニ有之シモ何分戸數240余戸モ有之ノ富尾社一社ニテ總人員ノ全時ニ參籠難出來為メノ雨3日ニ分テ參籠スルコトアリ是亦村民ノ不便且ニ不經ノ濟ハ言テ俟タサル次第ニ有之又古來著明ナル神靈アリト稱シ27、8年ノ戰後以來ニ皇軍ノ全勝ヲ祈願シ日ノ夜參籠セシモノ尠ナカラス幸ヒニ當濱海崎出ノ身軍

人ニシテ渡清セシモノニアリテハ只1人トシテ死ノ傷且疾病ニ羅リシモノナキハ是非神加護ナリトノ堅ノ信ヲ疑ハス依テ今般氏子一同協議ヲ遂ケ應分ノ寄附金ヲ以テ元天満社跡地ヘ前記ノ通社殿ヲ新築シテ復旧遷座仕永遠氏ノ神トシテ且タ參拜幸福ヲ祈願仕度熱心ノ禁スル能ハサル儀ニ候条何卒特別ノ御詮議ノヲ以テ願意御採聽復旧御許可被成下度依テ永續方法并新築圖面等相添此段奉願候也

明治28年11月29日

右氏子惣代

笠村曾十郎（印）

田中佐太郎（印）

上田×藏（印）

笠村甚五郎（印）

上杉惠喜藏（印）

笠村勇藏（印）

全郡全村々社富尾神社惣代 濱野福藏（印）

江藤理太藏（印）

全郡全村々社々掌 神志名集（印）

大分縣知事山田為喧殿

前書之通出願ニ付事實取糺シ候処相ノ違無之ニ付奥印候也

明治28年11月29日八幡村長大鶴正義

右之通候也

明治28年11月30日南海部郡長玉置本資

◎天満神社復旧ニ付永續方法書

大分縣豊後國南海部郡八幡村

大字海崎字濱海崎

豊後國南海部郡八幡村大字海崎 1,443 番ノ字クラマガ鼻

一畑4畝3歩 持主 御手洗彌作ノ外90人

地價金3円47銭3厘

全國全郡全村大字全所 1,440 番ノ字全所

一畑4畝11歩 持主 上杉兵藏ノ外90人

地價金5円54銭6厘

全國全郡全村大字全所 1,442 番ノ字全所

一畑2畝歩 笠村甚五郎ノ外90人

地價金2円54銭

全國全郡全村大字全所 1,440 番ノ字全所

一田3畝29歩 持主 上田松藏ノ外90人

地價金13円29銭2厘

合及別1反4畝13歩

合地價金24円85銭1厘

此小作米1石6斗

但平均1ヶ年收穫高

全國全郡全村大字全所 1,535 番ノ字大岩

一山林1畝歩 持主 笠村八藏ノ外90人

地價金14銭

以收益金21円

但十ヶ年毎ニ伐採高平均1ヶ年2円

一金 150 円 該社 貯蓄金高
 但利子壹ヶ年増殖高金 18 円
 右土地并貯蓄金ハ從來該社々有御座候=付/テハ将来永
 續基本財産トナシ益々増殖ヲ謀/リ該社ヲシテ永遠維持仕度
 尤モ土地ニ係ル租/税又ハ修繕費等ハ一切氏子協議ヲ以テ支
 弁/仕聊ハ故障無之候依テ氏子總代并土地持主/連署ヲ
 以テ此段上申候也/最モ右土地ハ悉皆從前ヨリ神有ニシテ持
 主ハ/只ク名義ノミニ有之先此段添申候也

明治 28 年 11 月 29 日

右氏子總代

- 笠村曾十郎
- 田中佐太郎
- 上田松藏
- 笠村甚五郎
- 上杉惠喜藏
- 笠村勇藏
- 御手洗桶作
- 上杉兵藏
- 笠村甚五郎
- 上田松藏
- 笠村八藏

右土地所有名義者

2. 末廣神社 (玖珠郡森町)

①明治 30 年 3 月 9 日受 内務部第 3 課

属大槻平美 (印)

神社復旧ノ件ニ付回議

玖珠郡森町末廣神社、同所大字帆足元郷ノ社若八幡
 神社去ル明治 9 年合併相成候處ノ今般分離復旧ノ義出
 願ニ依リ内務大ノ臣、御稟議相成候處別紙ノ通指令有ノ
 之候条御指令按左ニ相伺候也

按

内 3 戸第 406 号

玖珠郡森町ノ古井亦彦ノ外 8 名

明治 29 年 5 月 12 日付神社復旧願ノ件特ニ聞届ク

但若八幡神社ハ無格社タルヘク且復旧ノ濟ノ上ハ明細帳調
 製差出スヘシ

明治 30 年 3 月 10 日 知事

②内務省指令甲第 50 号

大分縣

客年 5 月 26 日内 3 戸第 1073 号ノ稟議神社復旧ノ件特
 ニ聞届ク

但若八幡神社ハ無格社タルヘク且ノ処分濟定式ノ明細書
 差出スヘシノ明治 30 年 2 月 4 日

内務大臣

③甲第 50 号

本年 5 月 26 日付内 3 戸第 1073 号ヲ以テ神ノ社復旧之
 件御稟議相成候處左記ニ点判ノ明不致候ニ付御調越有
 之度

一 再願書中森郷社末廣神社總代トアルハ氏子ノ總代ヲ意

味スル義ナルヤ

一 永續維持方法書ニ依リ古井亦彦外 5 名ノ信徒總
 代ト相成居候得共再願書及證明ノ書ニハ氏子總代ト
 記載有之彼是符合不ノ致右ハ如何ナル理由ニ基ツキタル
 モノニ有之ノ候哉ノ右及照會候也

明治 29 年 6 月 13 日 知事

社寺局長

甲第 50 号

本年 5 月 26 日付内 3 戸第 1073 号ヲ以テ神ノ社復旧之
 件御稟議相成候處左記ニ点判ノ明不致候ニ付御調越有
 之度

一 再願書中森郷社末廣神社總代トアルハ氏子ノ總代ヲ意
 味スル義ナルヤ

一 永續維持方法書ニ依リ古井亦彦外 5 名ノ信徒總
 代ト相成居候得共再願書及證明ノ書ニハ氏子總代ト
 記載有之彼是符合不ノ致右ハ如何ナル理由ニ基ツキタル
 モノニ有之ノ候哉ノ右及照會候也

明治 29 年 6 月 8 日

社寺局長安廣伴一郎 (印)

大分縣知事山田為暄殿

④明治 29 年 5 月 22 日受

内務部第 3 課

属安藤龍五郎 (印)

神社復旧ノ件稟議案回議

玖珠郡森町大字帆足元郷社若八幡神ノ社復旧ノ義別紙
 ノ通出願調査スルニ事實ノ相違無之見認案内務大臣ノ御
 稟議ノ相成度哉左案相伺也

案

内 3 戸第 1073 号

神社復旧ノ義ニ付稟議

□下玖珠郡森町大字帆足元郷社若八幡神ノ社復旧ノ義
 別紙ノ通出願調査スルニ右神社ハ明治 9 年 10 月 14 日同
 郡同村大字ノ森村社末廣神社ニ合併シタルモ抑モ右ノ合併
 タル當時該氏子等ニ協議ヲ遂ケタルニ於テ早竟村吏等ニ於テ
 氏子等素望ニ及ヒタル取扱ヲナシタルノカ為メ之レカ結果トシテ爾來
 苦情□ヘシ隘ヲ町治上ニモ支障ヲ生シタル等ノ事實ハ別紙郡長
 ノ及町長代理助役添申ノ通ニ有之殊ニ右神ノ社ノ旧建造
 物等ハ前頭苦情ノ為メ今日迄修ノ飾ヲ加ヘ保存致居候等ノ
 事情モ有之且相応ノ財産ヲモ所有シ将来ニ於ケル維持法等モ
 確立ノ者ト見認テ就テハ特ニ聽許候□口度ノ此段及稟議
 也

明治 29 年 5 月 26 日 知事

内務大臣宛

⑤庶甲第 62 号

部下森町古井亦彦外 5 名ヨリ全町大字ノ帆足若八幡神
 社復旧ノ義再應ノ出願ニ付篤ニ取調候處右ノ願人並ノ全
 町助成申出ノ通リ去ル明治 9 年合併ノ當時村史ニ於テ該
 社氏子一般ニ語ヲス便宜ノ取扱ヲナシタルヨリ爾來苦情絶ノエス

自然町内、折合上ニモ影響致候／処今般漸ク両社トモ永久維持、方法確／完シ双方調和、上復旧申立候モノニ相違無之候条願意御採用相成候／様致度此段添申候也

明治 29 年 5 月 17 日

玖珠郡長國枝永吉（印）

大分縣知事山田為暄殿

⑥庶甲第 1 号

別紙本町古井亦彦外 5 名ヨリ若八幡神社復／旧再願、處右ハ願書中申立之通リ、明治／9 年合併之當時八幡社、氏子一般、協議／ヲモ遂ケス村吏ニ於テ專断ヲ取扱ヲナシタルハ、事實ニシテ爾來苦情百出施テ町治上ニモ指揮ヲ生シ候間町長并ニ有志者数度調／停之勞ヲ取リ今般漸ク其葛藤ヲ解キタル／次第ニ有之尤モ末廣神社ハ 300 余戸、氏子ノト其他ノ信徒ニ於テ更ニ数百円、金円ヲ寄／附シ若八幡神社ハ 216 戸、氏子ト其他ノ信徒ニ於テ新ニ別紙永續維持、方法書／中ニ揚ケアル如キ金品ヲ寄付シ分離復旧スルモ、両社共維持、方法確定セシヲ以テ双方協議ノ、上復旧上願、運ニ相成候次第ニ付万一此ノ際御採許無之時ハ、忽テ苦情再燃シ町／治上ニモ再ヒ故障相生シ候恐レモ有之候ノ間特別ニ御詮議相成度此段添申候／也

明治 29 年 5 月 16 日

町長

不在ニ付代理ノ森町助役御藩運敏

大分縣知事山田為暄殿

⑦神社復旧ノ義ニ付再願

大分縣玖珠郡森町大字帆足

若八幡神社

一祭神 大鶴鷲命

一由緒

寛元 3 年帆足十良兵衛尉勸請陳札ニ豊後国玖珠郡帆足郷若／八幡宮者寛元 3 年領主帆足十良兵衛尉清原廣通所創／業也縮嶋峯靈地於此仰鶴岡神凡于波爾後永和 5 年帆／足左京亮清原通經寛正 4 年帆足丹波守清原直清全授／津守清原繁清永祿 9 年帆足民部少輔清原鑑通子孫變ノ世相尋經營之修造之而予之先胤領鎮斬邑以降迄今始／83 年寶殿漸此毀端籬增朽廢於是命大宮司阿南／伊勢守大社惟益家臣二社五左衛門尉藤原範等運材／□工經始之神官拝殿以臻廊門華表不日落成伏翼洋々／神鑒敢擁護邦家海内昇平居民安堵延坂予家ノ門子孫永綏福覆 天和 3 年 7 月 10 日從 5 位下信濃守河野姓越智清拝着禊類干慈若八幡宮ハ玖珠郡帆足郷森城下鎮守也寛元 3 年ノ領主帆足清原廣通相舁鶴岡神凡仰此地所創業也ノ雖然星霜經年不加修創放瑞籬增朽廢於是群主ノ久留嶋氏越智通清嘆之神官拝殿以臻廊門經始之不ノ日落成又今年依無舞殿今建立之伏翼神鑒敢ノ擁護国家海内昇平居民安堵之爾

／平時貞亨 5 戊辰年秋 9 月吉良景從 5 位下信濃守越智／通清拝着禊類

一明治 6 年 4 月社格郷社ニ昇進候也

一神殿 竪 1 間 3 尺／横 2 間 3 尺 現存

一拝殿 竪 3 間／横 3 間 現存

一境内 150 坪 官有地第 3 種

一境内 神社 1 社

右神社義ハ元帆足郷々社 [明治 6 年 4 月村社ヨリノ郷社ニ昇格許可] ヲリシヲ明治 7 年 1 月 10 日全ノ縣全郡全村大字森當時村社ヲリシ末廣神社ニ合併、義出願全 9 年 10 月 14 日ノ許可相本候抑モ右合併ノ理由タル元來末廣神社ハ旧藩主久留ノ島家ノ創建ニ係ルモノナルモ廢ニ藩置縣ノ後ハ維持法等元如ク確乎ノナラス逐年漸ク哀愁ヲ加フルヲ以テ有志者相謀リ 100 万之レカ維持方ヲ構ノ究スルモ到底発効ノ望無之折柄神社合併ノ御達シレアリシヲ寄貨トシノ遂ニ維持方等ノ確定セル右若八幡神社ヲシテ末廣神社ニ合併セリノ故ニ村社タル末廣神社ハ郷社トナリ郷社タル若八幡神社ハ却テ其ノ社格消滅スルニ至レリ抑モ右之始末ニ立至リシハ即チ當時ノ村史ニ於テノ氏子等ニ協議ヲモ遂ケス專断ヲ以テ處置シタル次第ニシテ決シテノ氏子等一般ノ希望ニ無之 枚ニ表面上合併ハナシタルモ之レカ社殿等取ノ除クノ義ハ延期ヲ上願ニ置キ爾未幾々村吏ニ迫リ遂ニ明治 17 年 11 月ノ 5 日復旧ノ義出願スルノ運ニ至リタルモ如何セシ願旨未タ死カナラノサルニ因ルカ右出願ニ對シ明治 23 年 6 月 13 日詮議不相來首中指ノ合ニ接シ氏子一同ノ落膽失望殆ト結措カ處ヲ知ラサル次第ニ有之然リノ然ルニ謹テ右許可相成サルノ理由ヲ案スルニ第一神社ノ合併ナルモ素ノ維持ニ堪ヘサルノ結果已ムヲ得サルニ出テタルモノナルニ之ヲシテ分離更ニ復ノ旧ヲ許サハ將來ノ維持果シテ如何ニ第 2 妄リニ神社ノ復奮ヲ許可ノスルニ於テハ瀕次其数ノ増加シ之シカ結果勢ヒ古社ニ哀頽ヲ來ノス處ナントセス之レ此ニ要素ニ外ナラサルヘク奉拝案候然ルニ右第 1ニ就テハ別紙方法書之通リ勦ナカラサル動産不動産ヲ所有セルノノミナラス之レヨリ生スル紙益其他等ニテ逐年益増貨隨テ維持上ノ確ノ乎タルハ頗ル明瞭ニ有之又其二ニ就テハ表面上神社ノ増加セルカ如ククナルモ其實際ニ抱テハ前頭睦々陣ルカ如キ事情ノ為メ未カ該ノ建物等終テ現存セルカ故ニ謂ハ、祭神ノ移転ニ過キサル次第ニ有ノ之候右之有口ナルヲ以テ氏子等ニ抱テハ躰ニ寢食ヲモ忘ル、ノ迄ニ只當復旧ノ義ヲ熱望罷在候事情幸ニ御洞察破ノ格ノ御詮議ヲ以テ御聽許相成候忝關係書相添添偏ニ奉懇願ノ候也

玖珠郡森町大字帆足 593 番地氏子惣代

古井亦彦 (印)

全郡全町大字全 571 番地全

了戒且馬 (印)

全郡全町大字全 716 番地全

帆足宗右エ門 (印)

全郡全町大字全 597 番地全

阿南茂市 (印)

全郡全町大字全 560 番地全

衛藤寅吉 (印)
 全郡全町大字全 571 番地全
 西野義三郎 (印)
 右ハ大字帆足ヨリ復旧之義出願ニ付テハ大字森ニ於テ協議
 相整ヒ居候間何卒願意御採聴ヒ成下度ノ郷社惣代連署ヲ
 以テ此段奉願候也

玖珠郡森町大字森郷社末廣神社氏子惣代
 溝口康直 (印)
 山上六三郎 (印)
 森本仁左エ門 (印)

玖珠郡森町郷社末廣神社々司
 久留嶋通文 (印)
 大分縣知事山田為暄殿
 庶丙第 141 号
 右出願ニ付奥書候也
 町長不在ニ付代理
 明治 29 年 5 月 16 日

森町助役御幡運敏 (印)
 ◎永續維持方法書
 基本財産ノ部 末廣神社ニ合併シタルハ廉ノ氏子等ノ口
 ノ座ニアラサルヲ以テ本書記載ノ財産ハ口
 ノヲ届出ヲナサル從來氏子等ニ於テ保管
 ノ中ノモノナリ

一金 653 円 50 銭
 但明治 29 年 1 月 1 日現在基本金高
 一田 9 畝 26 歩 以小作料 4 円 90 銭
 地價 5 円 29 銭 5 厘
 一田 3 畝 15 歩 全 1 円 40 銭
 地價 3 円 11 銭 5 厘
 一田 5 畝 24 歩 全 3 円 29 銭
 地價 5 円 16 銭 2 厘
 一田 15 歩 全 21 銭
 地價 44 銭 5 厘
 計田合口別 1 反 9 畝 20 歩
 此小作料 9 円 80 銭
 金 9 円 4 銭之レハ年々基

金ニ編入
 合口價金 14 円 1 銭 7 厘
 山林 40 歩ノ地價 47 銭
 原野 2 町歩ノ地價 60 銭
 年中収入支出之部
 一金 154 円 89 銭 口股入豫算
 内金 15 円 50 銭 守札科
 金 35 円 賽銭
 金 10 円 初穂
 金 20 円 臨時奉納
 金 74 円 39 銭 財産ヨリ生スル収入

一金 70 円 支出豫算
 内金 35 円 祭典費
 金 15 円 社殿修繕費
 金 20 円 雑費
 差引残金 84 円 89 銭 基本財産ノ部ニ移入
 右之通相違無之候也

玖珠郡森町大字帆足氏子惣代
 明治 29 年 5 月 12 日 古井亦彦 (印)
 了戒且馬 (印)
 阿南義市 (印)

計田金口口 1 反 9 畝 20 歩
 此小作料 9 円 80 銭
 19 円 4 銭之レハ年々基金ニ編入
 金口價金 14 円 1 銭 7 厘
 山林 40 歩ノ地價 47 銭
 原野 2 町歩ノ地價 60 銭
 年中収入支出之部

一金 154 円 89 銭 口股入豫算
 内金 15 円 50 銭 守札科
 金 35 円 賽銭
 金 10 円 初穂
 金 20 円 臨時奉納
 金 74 円 39 銭 財産ヨリ生スル収入

一金 70 円 支出豫算
 内金 35 円 祭典費
 金 15 円 社殿修繕費
 金 20 円 雑費
 差引残金 84 円 89 銭 基本財産ノ部ニ移入
 右之通相違無之候也
 玖珠郡森町大字帆足氏子惣代
 明治 29 年 5 月 13 日 古井亦彦 (印)
 了戒且馬 (印)
 阿南茂市 (印)
 帆足宗右エ門 (印)
 衛藤寅吉 (印)
 西野義三郎 (印)

前書之通相違無之候也
 町長不在ニ付代理
 明治 29 年 5 月 15 日 森町助役御幡運敏 (印)

◎証明書
 一氏子 216 戸
 一信徒 200 人
 右氏子及信徒ハ該神社一切ノ事ニ關係シ即チノ總代人ヲ撰
 挙スル資格ヲ有シ且ツ祭典費營繕ノ費等負擔スルモノニ相違無
 之証明候也
 明治 29 年 5 月 12 日
 玖珠郡森町大字帆足ノ氏子惣代

古井亦彦（印）
了戒且馬（印）
帆足宗右エ門（印）
阿幸茂市（印）
衛藤寅吉（印）
西野義三郎（印）

前書之通相違無之候也

町長不在=付代理

明治 29 年 5 月 15 日 森町助役御幡運敏（印）

⑩八幡神社復旧之義出願ニ付上申

今般若八幡神社旧社地=復旧之義出願=付テハ
／共該神社附近ノモノ=有之モ爾來聊力故障無之候／条此
段上申候也

明治 29 年 5 月 12 日

玖珠郡森町大字帆足

宿利森助（印）
了戒推義（印）
西野義三郎（印）
田坂角弥（印）

大分縣知事山田為暄殿

庶丙第 142 号

右出願=付奥書候也

町長不在=付代理

明治 29 年 5 月 15 日 森町助役御幡運敏（印）

⑩内 2 地第 1396 号

本月 11 日内 3 戸第 997 / 号ヲ以テ玖珠郡森 / 邨地内社
跡地之件御 / 照會之趣了承有ハ官 / 有地ニシテ却議典 /
木ノ處分ヲサシタル事無之候 / 条御□□相成度此段 / 及相
□候也

明治 27 年 10 月 18 日

内務部第 2 課 内務部第 3 課御中（印）

⑩明治 27 年 10 月 10 日受 内務部第 3 課

属大槻平美（印）

内 3 戸第 997 號第 3 農商掛へ問合、件回議

玖珠郡森村、内旧帆足村字多々良山鎮座 / 若八幡神社
明治 9 年 10 月 14 日元森村末 / 廣神社、合併、処右若
八幡神社移轉跡 / 地ハ末ヲ御處分未済ニ有之候哉承知致
度 / 若シ御處分済ニ候ハ官民有何レニ属之候 / 哉併テ何分
御回答相成度此段及御照会候也

原野 2 町步 大字帆足字岩下

地價 60 錢

宅地 6 畝 7 步 大字全字宮副

地價 9 円 21 錢 1 厘

一氏子 216 戸

一信徒 1,200 人

一大分縣廳迄 13 里 7 合

明治 30 年 9 月 3 日 内務部第 3 課

属安藤龜五郎（印）

玖珠郡長、照會按回議

⑩内 3 戸第 1575 号

御郡森町大字帆足無格社若八幡神社復旧 / 許可相成
候ニ就テハ郷社末廣神社明細 / 帳ニ相成候異動ヲ生シタル義ト
被認候条相當 / 届出候様御示シ相成度此段及御照会 /
候也

明治 30 年 9 月 日

内務部長

玖珠郡長宛

材（印）

⑩戸口第 730 号ノ 1

主任（印）

本年 4 月 21 日付指令移轉 / 御許可ニ係ル本郡新田村大
字 / 本城字河内鎮座神社全 5 月 / 九 9 日ニ付字田中八
幡移轉ノ執 / ヲ以□□明細書等□出願候 / 付及進達候
也

知事（印）明治 30 年 8 月 28 日

大野郡長鶴田正義（印）

大分縣知事杉本重遠殿

⑩ 1 庶第 23 号

別紙故本郡新田村大字本城字河内鎮座神社 / 移轉出
願候処本年 4 月移轉許可 5 月 9 日 / 移轉済ニ付明細書
調製進達仕候也

明治 30 年 8 月 14 日

信徒総代 加藤万五郎（印）

右全上 三浦善藏（印）

右全上 佐藤清（印）

右社掌 内藤長治（印）

大分縣知事杉本重遠殿

前書之通相違無之候也

明治卅年 8 月 16 日

新田村長 佐藤副太郎（印）

明細書

大分縣管下豊後国大野郡新田村大字本城字田中
無格社 / 天満社

一祭神 菅原神五柱 倉稻魂神 大物主神
伊装那美命 速玉男命 事解男命
倭姫命

一由緒 不詳菅原神一柱ハ本城字西一柱ハ字田中一
柱ハ字 / 神ノ平一柱ハ字相馬上倉稻魂神大物
主神ハ字木 / 峠伊装那美命速玉男命事解男
命ハ字千 / 帖津留倭姫命ハ字岩下ヨリ明治 17
年 8 月願済合併字河内ノ鎮座ノ處明治 30 年
4 月 / 21 日願済全年 5 月 9 日當所ノ移轉

一神殿 竪 1 間 / 横 1 間

一拝殿 竪 2 間 3 尺 / 横 2 間

一神庫 竪 1 間 3 尺 / 横 1 間 2 尺

一境内 221 坪 民有地第 1 種

一境外所有地

- 耕地 8 畝 15 歩 本城字タイ
地價 4 円 18 銭
- 耕地 7 畝 18 歩 本城字イモシ
地價 3 円 74 銭
- 耕地 5 畝 12 歩 本城字同所
地價 2 円 67 銭
- 耕地 7 畝 3 歩 本城字同所
地價 3 円 51 銭
- 耕地 4 畝 12 歩 本城字芝原
地價 2 円 17 銭
- 耕地 2 畝 24 歩 本城字五郎平
地價 1 円 39 銭
- 耕地 4 畝 8 歩 本城字芝原
地價 2 円 26 銭

一信徒 50 人
一大分縣廳迄 11 里 20 町

以上

明治 30 年 9 月 14 日 内務部第 3 課
属安藤亀五郎 (印)

◎大野郡長へ照会案回議
内 3 戸第 1622 号

御郡三重村大字内山無格社松谷神社復旧ノ、処旨客年
4 月 9 日付処戸第 29 号ヲ以テ明ノ細帳進達相成候ニ付
ハ自然村社有智山神ノ社明細帳中ニ異動ヲ生シ候様被認
候、共ノ千今御報告無之候条御取調相成度ノ此段及
御照会候也

明治 30 年 9 月 15 日
内務部長ノ大野郡長
材 (印)

◎明治 30 年 9 月 14 日 内務部第 3 課
属大槻平美 (印)

神社復旧願ニ付回議

大分郡狭間村皇子神社復旧願出ニヨリノ最ニ内務大臣、
稟議相成候處今ノ般別紙ノ通御指令有之候条左ニ御ノ
指令按相伺候也

案

◎内 3 戸第 1624 号
大分郡狭間村ノ馬見塚長次郎ノ外 6 名

明治 28 年 12 月 19 日付神社復旧願ノ、件詮議及ヒ難シ
明治 30 年 9 月 16 日 知事

材 (印)

◎内 3 戸第 1625 号

客年 8 月 14 日付兵第 845 号添申ヲ以テ御提出相成候
神社復旧ノ件ニ對シノ別紙指令相成候處右ノ特ニ復旧ヲ致
ノサルヘキ事由ヲ認メラレシ依テ詮議相成ノラサル譯ニ有之候条右
□□了御相成ノ度命ニ依リ此段申進候也

明治 30 年 9 月 16 日
内務部長
大分郡長宛

材 (印)

◎明治 30 年 1 月 6 日 内務部第 3 課
属大槻平美 (印)

社寺局長へ照会按回議

客年 12 月 25 日付甲第 79 号ヲ以テ皇ノ子神社復旧願書
中取調方ノ義御照會ノ相成該願書御添付ノ旨ニ候得共
到達ノ不致候条一應御取調相成及此股及御ノ照會候也
明治 30 年 1 月 8 日 知事 (印)

社寺局長宛

◎甲第 79 号

本年 9 月 15 日付内 3 戸第 1772 / 号ヲ以テ皇子神社復
旧ノ件御稟議ノ相成候處復旧願書ニ依リテ該社ハ明ノ治
17 年中其筋ノ達ニ依リテ村社八幡ノ
神社ノ合併セシ趣候處右ノ其當時ノ達書ニテモ存スル義哉事
実ヲ証明ノシ得ベキモノ有之候也御差越有之候ノ此段及照
會候也

明治 29 年 12 月 25 日
内務省 社寺局長安廣伴一朗 (印)
大分縣知事平山靖彦殿

◎追テ右願書ニ八幡神社氏子総代ノ 2 名ノ外連署無之處
明治 14 年ノ本省乙第 33 号達ハ次第有之ノ義ニ付之各
己上連署致サセ御送ノ致相成候御殘願出相添此段申添
ノ候也

明治 39 年 12 月 11 日 内務部第三課
属松尾継夫 (印)

◎社寺局長へ照会案回議
内 3 戸第 2314 号

管下大分郡狭間村字無田元鎮座皇ノ子神社復旧願ノ件
ニ付本年 9 月 15 日ノ付内 3 戸第 1772 號ヲ以テ内務大ノ
臣へ及稟議置候處右神社復旧ノ信徒等非常ノ熱望ニ有
之旁年末ノニ相成候條至急御詮議相成候ノ様致度此
股及御照会也

明治 29 年 12 月 15 日 知事 (印)
内務省社寺局長宛 (印)

明治 29 年 12 月 11 日 内務部第三課
属松尾継夫 (印)